

NISAに関する重要事項説明書

1. 本説明書は、お客さまが、株式会社 susten キャピタル・マネジメント（以下「当社」といいます）との取引において少額投資非課税制度（NISA）を利用される際にご理解いただく必要のある事項を説明するものです。
2. お客さまは、当社と投資一任契約を締結することで、特定非課税累積投資契約に基づく特定累積投資勘定（つみたて投資枠、以下「つみたて投資枠」といいます。）と特定非課税管理勘定（成長投資枠、以下「成長投資枠」といいます。）の両方をご利用いただくことができますが、お客さまにおいてそのいずれかに利用を限定することはできません。なお、当社にて非課税口座（以下「NISA 口座」といいます）を開設いただいている場合、投資一任契約に基づき当社が提供するサービスでは、原則として NISA 口座を利用した投資を優先し、NISA 口座においては、目標ポートフォリオの構築に沿う範囲において成長投資枠よりもつみたて投資枠を優先するものとします。
3. 税務署による当社における NISA 口座の開設可否の確認が完了するまで、当該 NISA 口座での運用は開始されません。なお、当社受注執行システムの仕様や関係当局からの通知等の事由により、上記の方針に問わらず課税口座を利用した投資を行うことや、金銭として一定期間お預かりする場合があります。
4. NISA 口座で金融商品を買付できるのは、同一年において 1 つの金融機関のみとなります（一人一口座のみ開設可能）。NISA 口座を開設する金融機関は年単位で変更が可能ですが、設定年の非課税口座において既に買付を行っている場合、その年の非課税口座に関する取引金融機関の変更はできません。万一、お客さまが当社において NISA 口座の開設をした後に、当該 NISA 口座が重複口座であることが判明した場合には、当該 NISA 口座は租税特別措置法の規定により非課税口座に該当しないこととなり、買い付けた上場株式等は当初から課税口座で買い付けたものとして取り扱われ、買い付けた上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等については、遡及して課税されます。
5. 当社にて NISA での買付が可能な銘柄は、つみたて投資枠では「マネーフォワード全世界株式インデックスファンド」（1 銘柄）、成長投資枠では「マネーフォワード全世界株式インデックスファンド」、「グローバル債券ポートフォリオ（B）」、「米国株式アグレッシブ・ポートフォリオ（愛称：GeoMax）」（3 銘柄）となっております（2024 年 8 月 29 日現在）。

6. 当社での NISA のご利用申込に際しては、別途定めのある場合を除き、当社との投資一任契約を既に締結済であるか、あるいは同契約の締結を同時に申し込んでいただく必要があります。当社の判断により投資一任契約の締結を見合させていただく場合、原則として当社にて NISA の取引をご利用いただくことはできません。
7. 当社で投資一任契約を通じ NISA をご利用いただく場合、NISA 口座における投資について成績報酬型の運用報酬体系の適用対象外となります。
8. NISA、つみたて NISA（2023 年までの利用分）に関する一般的な留意事項
 - (1) NISA での取引については、配当所得及び譲渡所得等は全額非課税となります。その損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算は認められません。非課税期間が終了した場合等に、NISA 口座から上場株式等が払い出される場合には、当該払い出された非課税上場株式等の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとして税務上取扱われます。
 - (2) NISA 制度では、年間投資枠（つみたて投資枠 120 万円／成長投資枠 240 万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて 1,800 万円／うち成長投資枠 1,200 万円）の範囲内で購入した上場株式等から生ずる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされます。非課税保有限度額については、NISA 口座内上場株式等を売却した場合、当該売却した上場株式等の取得価格（簿価）分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。2026 年以降は、原則 1 年に 1 回、前年末時点での特定累積投資勘定基準額（つみたて投資枠及び成長投資枠に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額の合計額）及び特定非課税管理勘定基準額（成長投資枠に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額の合計額）が通知されます。なお、株式累積投資の配当金や分配金再投資型の公募株式投資信託の収益分配金の支払を受けた場合は、当該配当金や分配金による当該上場株式等の再投資（自動買付け）を行えば、その分について年間投資枠と非課税保有限度額を費消することとなります。したがって、NISA 制度の利用者にとって、短期間に金融商品の買換え（乗換え）を行う又は分配金再投資型の公募株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払を受けるといった投資手法等は NISA を十分に利用できない場合があることに留意が必要です。とりわけ、投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、NISA 制度によるメリットを享受できるものではない点について留意しておく必要があります。
 - (3) NISA 口座開設者が出国により非居住者となる場合には、勤務先からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して一時的に出国する場合で、出国前に金

融機関等に対して「継続適用届出書」を提出する場合を除き、NISA 口座は廃止されます。この場合、当社では課税口座への払出には原則として対応していないことから、出国の前に非課税口座での投資信託等の保有残高をゼロとし、投資信託の積立購入の設定を解除していただく必要があります。

勤務先からの転任の命令等に基づく一時的な出国に際して「継続適用届出書」を提出する場合、その提出をした日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日まで、NISA 口座内で上場株式等を継続保有することができます。但しその場合には、以下の点に留意が必要です。

- ①出国期間中には、NISA 口座において買付（分配金による再投資を含む）ができないこと。
- ②帰国後に、金融機関等に対して「帰国届出書」の提出が必要であること（出国してから 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに金融機関等に対して「帰国届出書」の提出がなかった場合には、同日において非課税口座廃止届出書の提出をしたものとみなされることとなり、NISA 口座が廃止され、NISA 口座内の上場株式等は課税口座に移管されること）。
- ③出国にあたって、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法第 60 条の 2 第 1 項）の対象となる者については、本特例措置の適用を受けることができないこと。
- (4) つみたて NISA の非課税期間終了時には、異なる年分の特定非課税管理勘定等への移管（ロールオーバー）はできません（特定口座又は一般口座に移管されます）。
- (5) つみたて NISA、つみたて投資枠及び成長投資枠を利用して買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値が金融機関等から原則として年 1 回通知されます。
- (6) 金融機関等は、基準経過日（つみたて NISA 口座に初めて累積投資勘定を設けた日又は NISA 口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から 10 年を経過した日、及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）における NISA 口座開設者の氏名・住所について確認を行います。確認期間（基準経過日から 1 年を経過する日までの間をいいます。）内に当該確認ができない場合には、新たに NISA 口座への上場株式等の受入れができなくなります。
- (7) つみたて投資枠の対象商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。成長投資枠の対象商品は、NISA 制度の目的（安定的な資産形成）に適したものに限られ、整理・監理銘柄に該当する上場株式、信託期間が 20 年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等若しくは毎月分配型の投資信託等は対象商品から除外されています。
- (8) つみたて投資枠の利用に際しては、当該投資枠に係る積立契約（投資信託積立約款）の締結が必要であり、同契約に基づき定期かつ継続的な方法により対象商品の買付けが行われます。

上記以外の NISA に関する一般的な留意事項につきましては、金融庁の NISA 特設ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/index.html>)、投資信託協会ホームページ「新しい NISA(ニーサ)の話」(https://www.toushin.or.jp/newnisa_contents/) 等をご参照ください。

以上

2025 年 12 月 25 日改定